

【別紙 ZEB 実現に資する事業について】

問 1 : ZEB とは何ですか。

- ZEB とは「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」を指します。
- 建築物省エネ法第 2 条第 3 号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 50%以上低減していることが条件となります。

問 2 : ZEB 達成度によって補助率は変わるのですか。

- 『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready いずれの場合も補助率は 2/3 となります。

問 3 : 一次エネルギー消費量の計算方法はどのようにすればよいですか。

- 計算方法についてのお問い合わせは受け付けていません。建築研究所計算支援プログラム (WEB プログラム) を使用して算出してください。詳細は建築研究所ホームページ (<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>) をご覧下さい。

問 4 : ZEB プランナー登録はどのようにするのですか。

- 2019 年度の ZEB プランナーの登録申請先は、「平成 31 年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業」の執行団体となった一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) になります。詳しくは、SII のホームページ (<https://sii.or.jp/zeb31/>) をご参考下さい。なお、登録料は無料です。

問 5 : ZEB リーディング・オーナー登録はどのようにするのですか。

- 2019 年度の ZEB リーディング・オーナーの登録申請先は SII になります。詳しくは、SII のホームページ (<https://sii.or.jp/zeb31/>) をご参考下さい。
ただし、ZEB リーディング・オーナーのうち地方公共団体が登録する場合は、一般社団法人静岡県環境資源協会 (SERA) (<http://www.siz-kankyoku.jp/2019co2.html>) から登録することになります。なお、いずれの団体においても登録料は無料です。

問 6 : 民間事業者が所有する延床面積 10,000 m²以上の新築業務用建築物、及び延床面積 2,000 m²以上の既存業務用建築物について、応募を希望する場合にはどうしたらよいですか。

○地方公共団体等以外の者が所有する延床面積 10,000 m²以上の新築業務用建築物、及び延床面積 2,000 m²以上の既存業務用建築物については、SII が担当しています。SII のホームページ (<https://sii.or.jp/zeb31/>) をご覧下さい。

問 7：基本設計に要する費用は補助対象経費に該当するのですか。

○対象になりません。交付決定日以降に発生する実施設計費のみ補助対象経費に該当します。なお、実施設計費を補助対象にする場合は、事前に執行団体まで相談してください。

問 8：新築の場合、本体工事と ZEB 化工事における契約は一括でよいですか。

○契約は一括で構いませんが、本体工事と ZEB 化工事の内訳が明確にわかるようにしてください。

問 9：2号事業の2において、設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペを実施し、交付決定日以前に業者を決定することは可能ですか。

○2号事業の2において、設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペ（省エネ評価を含んだもの）により設計者や施工請負業者が決定している場合、業者決定についてその結果を認めます（3者以上の見積もりは不要です）。ただし、補助対象範囲に関する工事開始は交付決定日以降とし、交付決定後、日付や事業名、撮影箇所、交付決定番号を入れた工事写真ボードを映しこんだ着工前の現地写真をご提出いただくことを要件とします。

問 10：地方公共団体が所有する ZEB について、延床面積に上限・下限はありますか。

○地方公共団体が所有する ZEB については、延床面積の上限・下限はいずれもありません。

問 11：交付決定日前に契約を行った実施設計については補助対象となりますか。

○補助対象外です。

問 12：ZEB を達成できていれば、再生可能エネルギー等の導入はなくてもよいですか。

○ZEB であっても、災害時に建築物の自立化に必要な創エネ設備等の導入は必須となります。当該設備の要件については、公募要領をご参照ください。

問 13：ZEB を達成できていれば、地域防災計画又は地方公共団体との協定等により当該施設が防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき施設等に位置づけられていなくてもよいですか。

○ZEB であっても、地域防災計画又は地方公共団体との協定等により当該施設が防災拠点、

避難施設及び災害時に機能を保持すべき施設等として位置付けられた施設である必要があります。なお、詳細な要件については公募要領をご参照ください。

問 14: 平成 31 年度当初予算「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB) 化・省 CO2 促進事業」における「ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業」との違いは何ですか。

- 「ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業」(以下「ZEB 実証事業」)では下記の点において本事業と異なります。なお、2019 年度の ZEB 事業における執行団体は一般社団法人静岡県環境資源協会 (SERA) になりますので、SERA のホームページ (<http://www.siz-kankyoku.jp/2019co2.html>) をご参考ください。

<ZEB 実証事業の概要>

①補助対象施設:

ア 地方公共団体所有の建築物 (面積上限なし)

イ 民間団体所有の延床面積 10,000 m²未満の新築建築物、及び延床面積 2,000 m²未満の既存建築物

※地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられている必要はありません。

②補助対象設備: ZEB Ready においては、再生可能エネルギー設備及び蓄電池が補助対象外となります。

③補助率:

ZEB Ready

- ・ m²単価定額 (延床面積が 2,000 m²未満の新築建築物)
- ・ 1/2 (延床面積が 2,000 m²以上 10,000 m²未満の新築建築物、2,000 m²以上の地方公共団体建築物及び 2,000 m²未満の既存建築物)

Nearly ZEB、『ZEB』

- ・ 2/3 (地方公共団体建築物、延床面積が 10,000 m²未満の新築建築物及び 2,000 m²未満の既存建築物)

問 15: 建築躯体は補助対象となりますか。

- 建築躯体は補助対象外となります。

問 16: 契約・発注形態は一括発注、分離発注のどちらでなければなりませんか。

- 建築躯体と設備の一括発注、設備一括発注、設備区分ごとの分離発注のいずれも可能です。

問 17: 地方公共団体と民間団体の共有となっている建築物は補助対象となりますか。

- 補助対象となりえます。なお、地方公共団体と民間団体の共有建築物の申請にあたって、

延床面積の上限はありません。

問 18：民間建築物のうち、元々は延床面積 2,000 m²未満だが、増改築に伴い延床面積 2,000 m²以上となる建築物は補助対象となりますか。

○増改築に伴い延床面積 2,000 m²以上となる民間建築物については、本事業の補助対象となりません。

問 19：PFI 事業（特定目的会社等が建築後、所有権を地方公共団体に移転し、同社が運営管理を行う事業等）は補助対象となりますか。

○補助対象となりえます。申請時は PFI 事業者を代表申請者、所有権移転先の地方公共団体を共同申請者として申請してください。

問 20：「主な評価ポイント」にある「地球温暖化対策計画の達成への貢献」とはどのような評価方法なのでしょう。

○地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）において「2020 年までに新築公共建築物等で（中略）ZEB の実現を目指す」とされており、この解釈について、経済産業省がとりまとめた「ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」では公共建築物について、「建物用途別（庁舎／学校／病院／集会所）、建物規模別（延床面積 10,000 m²未満／10,000 m²以上）の計 8 区分において、ZEB に係る建築計画がそれぞれ一棟以上あることを目指すべきである」とされております。

現在、延床面積 10,000 m²未満及び 10,000 m²以上の庁舎並びに学校については ZEB の実現がなされている一方、延床面積 10,000 m²未満及び 10,000 m²以上の病院並びに集会所については ZEB の実績がありません。そのため、地球温暖化対策計画の達成のため、本事業で「地方公共団体の所有する病院又は集会所」において ZEB を実現する事業に対して加点措置をする予定です。

以上